

山LP協第 128 号
令和5年 1月12日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会長 床西 悟 (印略)

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める
告示の一部改正について (お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知
がありましたのでお知らせします。

改正概要

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (第 16
条第 22 号)」に、バルク貯槽の検査 (以下「告示検査」という。) が規定されて
います。

この改正により、一定の条件を満たした場合は、初回の告示検査に合格した
日から 15 年以内かつ製造後経過年数 35 年以下における非破壊検査や内面の
目視検査を省略することができ、また、気密試験については運転状態の圧力に
より試験ができるようになります。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail : yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める
告示の一部改正について (お知らせ)

標記につきましては、令和4年9月22日付け全L協保安・業務G4第95号において、経産省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、令和4年12月28日に公布、施行となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

改正概要

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」においてバルク貯槽の検査（以下「告示検査」という。）が規定されています。

本改正は、一定の条件を満たした場合、初回の告示検査に合格した日から15年以内かつ製造後経過年数35年以下における非破壊検査や内面の目視検査を省略することができ、また、気密試験については、運転状態の圧力により試験ができるようになるものです。

【経済産業省ホームページの掲載URL】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221228-02.html

【意見募集結果の掲載URL】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122068&Mode=1>

【関係技術基準 KHKS 0745 KHKS 0746 掲載URL】

https://www.khk.or.jp/technical_standards/sc_lpg/tabid/501/mid/895/tid/1090/index.php

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、橋本